

令和5年第3回山北町議会定例会 （9月6日）

- 議 長 皆様、おはようございます。
- ただいまから本日の会議を開きます。 （午前9時00分）
- 議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
- 日程第1、議案第35号 山北町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
- 提案者の説明を求めます。
- 町長。
- 町 長 議案第35号 山北町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。
- 山北町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。
- 令和5年9月4日提出。山北町長、湯川裕司。
- 提案理由でございますが、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。
- 詳細については担当課のほうから説明いたします。
- 議 長 町民税務課長。
- 町民税務課長 それでは、議案第35号について御説明申し上げます。
- 2枚目をお開きください。
- 山北町印鑑条例の一部を改正する条例。
- 山北町印鑑条例の一部を次のように改正する。
- 初めに、今回の条例改正の概要でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第49条に規定されております電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が一部改正され、利用者証明用電子証明書を移動端末設備、いわゆるスマートフォンにも搭載することが可能となりました。
- これによりコンビニエンスストアに設置されている多機能端末機を使って、印鑑登録証明書の交付申請をする際、従来の個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードのほかに、利用者証明用電子証明書が搭載されたスマートフォンを用いても交付申請ができるという内容の改正をするものです。

内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。

新旧対照表の1ページ目を御覧ください。

第11条第2項中、現行の規定で従来の「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に名称を改め、続けて「スマートフォン内蔵型の電子証明書」を「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」とした規定を追加するものでございます。

それでは、1枚お戻りいただきまして、附則からを御覧ください。

附則。

この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第35号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないようですので、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第35号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 手をお下げください。

挙手全員。よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

日程第2、報告第9号 専決処分の承認について(令和5年度 山北町一般会計補正予算(第5号))を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 報告第9号 専決処分の承認について(令和5年度山北町一般会計補正予算(第5号))について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年9月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、認定こども園においてエアコン交換工事を早急に実施する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

1ページをお開きください。

専決処分書。

令和5年度山北町一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和5年7月5日。山北町長、湯川裕司。

1ページお開きください。

令和5年度山北町一般会計補正予算（第5号）

令和5年度山北町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正。

第1条、歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長

財務課長。

財 務 課 長

それでは、報告第9号 令和5年度山北町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

今回は、認定こども園のエアコンが故障し、早急に対応する必要があるため、専決処分をしたものでございます。

2ページをお開きください。

第1表、歳出予算補正でございます。

歳出については、民生費及び13款予備費の補正となります。

続きまして、事項別に御説明いたします。

下段を御覧いただきたいと思います。

歳出でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、5目認定こども園費を46万円の増額補正し、故障したエアコンを交換する工事費でございます。

13款の予備費については46万円を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

議長 長 説明が終わりましたので、報告第9号について質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。  
児玉洋一議員。

11 番 児 玉 11番、児玉でございます。

この案件については異論はございません。こういう御時世でございますし、時期も時期でしたから、子どもたちの安全のために、早急に手を打っていただいたことについては感謝を申し上げるところではございますが、壊れた原因、この辺りがちょっと明らかになっていかないと、認定こども園の中にあとどれぐらい同じようなものがあるのか、壊れたら直す、壊れたら直すというよりは、今こうした猛暑も続くような時期でございますから、製造年月日もおそらく同じようなタイミングでやっているでしょうから、どどどどと同じタイミングで壊れてきてしまうのではないかという想定もされるのですけれども、今後その辺の考え、補正で対応していくのか、次期予算でがつんといくのか、その辺り考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

議長 長 こども教育課長。

こども教育課長 議員のおっしゃるとおり、今回のものは経年劣化ということで、年数がたっていたということで壊れてしまったということで。やはり同じ時期に整備をしておりますので、ほかのところでもそれが出ているのですけども、やはり機械個別の、こういう言い方は何ですが、当たり外れというものもありますので、日々使いながら調子を見て、悪いのがあれば、早めに当初予算等で計上して対応していきたいと考えております。

議長 長 児玉洋一議員。

11 番 児 玉 今回1台ですかね、交換したのは。

議長 長 こども教育課長。

こども教育課長 今回につきましては、こども園のわかば園舎の1歳児、2歳児の部屋、これ1台ずつということで、計2台更新をさせていただきました。やはり1歳、2歳というお子さんは小さいですので早急に今回、対応させていただきました。

議長 長 児玉洋一議員。

11 番 児 玉

児玉です。

今、課長がおっしゃられたとおりだと思うんですが、ちょっといろいろ使  
って、点検ではないですけど、やっぱり様子を見ていながら、こういう猛  
暑が本当に続く時期で、想定されないような温度にもなってくると思います  
ので、その辺をしっかりと見極めながら子どもたちの安全のために、補正並び  
に当初予算でしっかりと計上をされていくように御検討していただくように  
お願いいたします。

以上です。

議 長

ほかに質疑のある方。

府川輝夫議員。

8 番 府 川

この専決について云々という話ではなくて、内容をもう少し確認をさせて  
いただきたいんですけども、今1歳児、2歳児の二つの部屋のエアコンが  
故障したという説明でしたけども、いつ故障が発生して、そしてこの専決処  
分でいつ対応したのか。そしてその間、1歳、2歳児の園児たちはどうして  
いたのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

議 長

こども教育課長。

こども教育課長

故障については6月の本当に最後のときということで、教育委員会のほう  
に相談がありましたのは、7月初旬、一番頭の月曜日になります。3日の日  
になると思うんですけども。そこで、もう機械が古くて、故障で一番温度  
を下げてもなかなか冷風が出てこないというようなお話でしたので、もうこ  
れは替えなきゃいけないということで、もう時期も時期でしたので、早急に  
替えるということで、業者のほうですぐに入れられるようなところというこ  
とで探しながら対処をしてございます。

着工といたしまして7月7日に着工しまして、入れ終わったのが7月11日  
でございます。この間につきましては、ほかの部屋へ行ったりとか、扇風機  
をつけたりしながら、熱中症に十分注意しながら、子どもの様子を見ながら  
保育をさせていただいてございます。

議 長

府川輝夫議員。

8 番 府 川

発生日が6月の末というのは、これは明確な日は分らないですか。

議 長

こども教育課長。

こども教育課長 報告によりますと6月28日に、エアコンのパネルに水滴がついているとか、そういうことでちょっと不具合が出ているんじゃないかというふうに園長のほうが確認をいたしまして、そこで業者のほうに相談をして、故障というわけではなく、これはもう経年劣化じゃないかというようなお話で、そこからいろいろ算段をつけてございます。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 子どもの安全安心、そして保護者の方の気持ちを当然考える。それと1歳、2歳という中で、扇風機云々という話が出たんですけども、6月28日に事象が発覚して、7月の初めというのはいつか分かりませんが、少なくとも数日間あるわけですね。もう少しその辺、リスク管理をしっかりされたほうがよろしいのではないかなというふうを感じるんですけども、その辺はいかがでしょう。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 おっしゃるとおりだと思います。何か不具合があれば早急に教育委員会のほうに相談をして、うちのほうでも財政当局とすぐに相談をしながら対処していきたいと思います。

議 長 ほかに質疑のある方。

質疑ございませんか。

それでは、質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、報告第9号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 手をお下げください。

挙手全員。よって、報告第9号は原案どおり承認されました。

日程第3、議案第36号 令和5年度山北町一般会計補正予算(第6号)について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第36号 令和5年度山北町一般会計補正予算（第6号）。

令和5年度山北町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2,924万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ58億5,123万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表、歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表、地方債補正」による。

令和5年9月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の歳入の主なものは普通交付税の確定による地方交付税5億940万4,000円の増額であり、歳出の主なものは自治会要望等に対するための経費の増額で、歳入歳出総額をそれぞれ5億2,924万2,000円増額補正するものであります。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 それでは、議案第36号 令和5年度山北町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます

歳入につきましては、11款地方特例交付金から23款町債まで、合計で5億2,924万2,000円の増額で、補正後の予算額は58億5,123万4,000円になるものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

続きまして、歳出につきましては、1款議会費から13款予備費まで、歳入と同額を補正するものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開きください

第2表、地方債の補正でございます。

臨時財政対策債は、確定により借入限度額を1億円から3,027万7,000円と

減額をするものでございます。

続きまして、事項別明細書で御説明申し上げます。

10、11ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

11款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金は91万9,000円の増額でございます。確定により、住宅減税特例交付金を増額補正するものでございます。

12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税は、普通交付税の確定により、5億940万4,000円の増額でございます。

これにつきましては地方公共団体の施設の光熱水費高騰に対応した算定による基準財政需要額の増額及び臨時財政対策債の発行可能額への振替率が下がったために、普通交付税が増額となったものでございます。

次に、16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は6万円の増額で、介護保険1号被保険者保険料負担軽減分の過年度分でございます。

次に、2目衛生費国庫負担金は783万7,000円の増額でございます。

1節保健衛生費負担金で、未熟児養育医療費負担金は、対象者が1名から4名になったことによる増額でございます。補助率は2分の1でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種事業は、秋冬接種の負担金で補助率は10分の10でございます。

次に、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金は12万6,000円の増額でございます。

3節子ども・子育て支援交付金で、放課後児童健全育成事業として、学童保育施設に網戸を設置するものでございます。補助率は3分の1でございます。

次に、2目衛生費国庫補助金は195万3,000円の増額でございます。

新型コロナウイルス接種体制確保事業で、秋冬接種の経費でございます。補助率は10分の10でございます。

6目社会資本整備総合交付金は、事業費の減による減額でございます。

次に、17款県支出金、1目県負担金、3項衛生費県負担金は24万円の増額で、対象者の増による増額で、県の負担分でございます。負担率は3分の1



でございます。

2項県補助金、1目総務費県補助金は28万1,000円の増額で、県の未病普及啓発広報活動負担事業補助金で、スポーツの秋祭りに充当するものでございます。補助率は3分の1でございます。

2目民生費県補助金は12万6,000円の増額でございます。

5節子ども・子育て支援交付金で、放課後児童健全育成事業として、学童保育施設に網戸を設置する県負担分でございます。補助率は3分の1でございます。

4目農林水産業費県補助金は2万3,000円の増額で、1節農業費補助金として、農業人材力強化総合支援事業補助金が、対象者の所得の確定により増額となったものでございます。

3項の委託金ですが12、13ページをお開きください。

1目総務費委託金は63万1,000円の減額で、県知事県議会議員選挙費の確定による減額でございます。

19款寄附金、1項寄附金、3目教育費寄附金は、山北児童館の修繕に13万1,000円の寄附があったものでございます。

8目土木費寄附金は、丸山公園の備品購入に50万円の寄附があったものでございます。

次に、20款繰入金、3項他会計繰入金、1目介護保険事業特別会計繰入金145万6,000円は、令和4年度精算分に伴い繰入れをするものでございます。

21款繰越金は、前年度繰越金の確定に伴い8,778万3,000円を増額補正するものでございます。

22款諸収入、4項雑入、1目雑入18万4,000円の増額は、丹沢湖砂利売払い代金の増で、しゅんせつ量が3万立方が3万300立方に増となったものでございます。

22款町債、1項町債、7目臨時財政対策債は、確定により6,972万3,000円を減額するものでございます。

14、15ページをお開きください。

次に、歳出でございます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費は112万2,000円の減額で、議員改選

による支給人数の減によるものでございます。

2項総務費、1項総務管理費、5目財産管理費は3億5,993万3,000円の増額でございます。庁舎等管理事業の需用費は電気代を見込みにより増額するものでございます。工事請負費につきましては、庁舎の空調機の修繕と高圧受電設備の改修を実施するものでございます。

財産管理事業の町有財産整備工事については、自治会要望に対応するものでございます。

基金管理事業の財政調整基金積立金については、令和6年度当初予算の補填財源として積立てを行うもので、公共施設整備基金については、今後の公共施設の整備として積立てを行うものでございます。

次に、8目支所費は23万9,000円の増額で、三保支所の非常灯を5基修繕するものでございます。

12目電算管理費は282万9,000円の増額でございます。総合行政情報システム整備事業の複写機使用料は、財務会計システムの電子決済導入のため複合機を6台導入するものでございます。

町村情報システム共同運営事業については、16、17ページをお開きください。

2要素認証サーバー、資産管理サーバーをシステム組合での導入に切り替えるため、共同調達機借上料を減額し、運用保守業務委託料を増額するものでございます。

備品購入費の機器購入費につきましては、財務会計の電子決済導入に伴い、外部機関にスキャナーを5台購入するものでございます。

神奈川県町村情報システム共同事業組合負担金は、財務会計の電子決済導入に伴う負担分でございます。

次に、2目賦課徴収費は300万円の増額で、見込みにより還付の増を見込んだものでございます。

4項選挙費、3目山北町議会議員選挙費は332万6,000円の減額で、こちらは全て執行残でございます。

4目県知事県議会議員選挙費63万1,000円につきましても、全て執行残でございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、3 目社会福祉施設費は11万4,000円の増額でございます。

18、19ページをお願いします。

火葬業務助成金については、御殿場市小山町広域行政斎場の利用見込みの増により増額でございます。

4 目老人福祉費は645万5,000円の増額で、定率市町負担金の確定によるものでございます。

6 目国民健康保険事業特別会計繰出金は132万7,000円の増額で、出産育児一時金が出生数が当初の見込み4人から9人となったため、増額をするものでございます。

2 項児童措置費、1 目児童福祉総務費は89万円の増額でございます。放課後児童クラブ運営事業の修繕費は保育室の引き戸の修繕を行うもので、網戸設置工事は旧図工室などに網戸を設置するものでございます。

子育て支援事業については、過年度分の住民税非課税世帯臨時給付金の返納分でございます。

3 目保育園費は62万2,000円の増額でございます。保育園運営事業の修繕費は、調理室の出入口、網戸の修繕で、設備維持管理工事は滑り台シートの交換と裏口伸縮ゲートを交換するものでございます。

4 目児童福祉施設費は16万円の増額で、修繕費については、山北児童館の床の修繕と山北第2児童館の非常警報装置を修繕するものでございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費は1,127万2,000円の増額でございます。

20、21ページをお願いします。

母子保健事業の未熟児養育医療費は、対象者の増による増額で、国庫返納金及び県支出金返納金につきましては、精算により過年度分の未熟児養育医療費を返還するものでございます。

健康福祉センター管理事業の光熱水費については、電気代の増額で、工事請負費については、浴槽ライト交換と火災報知機の修繕工事を行うものでございます。

会計年度任用職員経費については、1名分の経費でございます。

2 目予防費は1,507万1,000円の増額で、予防接種事業は風疹の追加抗体検査の返還金で、健康診査相談事業はがん検診補助金の返還金でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、秋冬接種のための通信運搬費やワクチン輸送業務委託料、コールセンター設置費を見込んでございます。国庫支出金返納金は、前年度の精算による返還金でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種事業については、ワクチン接種の委託料でございます。会計年度任用職員経費については、ワクチン接種のための職員の経費でございます。

22、23ページをお開きください。

5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費は3万9,000円の増額で、農業委員会運営事業は、農業委員改選のための選考委員の報酬でございます。

3 目農業振興費は7万2,000円の増額で、山北町農業活性化推進事業の備品購入費は、とれたて山ちゃんの冷凍ストッカーを購入するものでございます。農業次世代人材投資事業補助金は、対象者の所得確定による増額でございます。

6 款商工費、1 項商工費、3 目観光費は504万円の増額でございます。観光振興事業の修繕費については、一般観光施設の修繕費で、環境整備委託料については、千代の沢園地などのナラ枯れの伐採費でございます。

観光施設維持管理工事については、世附公衆トイレ及び尾先公衆トイレの改修工事を行うものでございます。

観光振興事業の町観光協会助成金については、もみじ祭りの雨天対策用のテントなどの購入費を助成するものでございます。

7 款土木費、2 項道路橋梁費、1 目道路維持費は1,441万円の増額でございます。町道維持補修事業の修繕費や町内一円道路維持管理工事については自治会要望に対応するものでございます。

24、25ページをお開きください。

橋梁点検委託料は、契約による執行残で原材料費につきましては、町道等の保守資材費でございます。

2 目道路新設改良費は227万9,000円の増額でございます。道路新設改良工

事については、町道洒水の滝入口線や下鷲鷹水上線の改良工事でございます。

3項河川費、1目河川維持費351万5,000円の増額は、河川維持管理事業の町内一円河川維持管理工事と用水維持管理事業の修繕費、町内一円用水維持管理工事については、自治会要望などに対応をするものでございます。

2目丹沢湖砂利浚渫費は39万6,000円の増額で、しゅんせつ量が増えたために、砂利しゅんせつ工事費を増額するものでございます。

5項都市計画費、2目都市公園費は623万4,000円の増額でございます。修繕費については6公園などの修繕費で、都市公園整備工事については、ぐみの木公園のトイレ改修や防球ネットの設置、平山のびのび公園や丸山公園の遊具の塗装、鉄道公園の遊具の補修などでございます。備品購入費につきましては、丸山公園や向原街区公園に遊具などを購入するものでございます。

次に、8款消防費で26、27ページをお開きください。

1項消防費、5目防災対策費は38万円の増額で、自主防災対策助成金について14団体から要望があったため、増額をするものでございます。

次に、9款教育費、2項川村小学校費、1目学校管理費は221万8,000円の増額でございます。学校施設維持管理運営事業の修繕費については、漏水の修理、工事請負費については、屋外トイレを改修するものでございます。

3目給食費は10万円の増額で、真空冷却機を修繕するものでございます。

次に、3項山北中学校費、3目給食費は401万5,000円の増額で、コンベンションオープンの更新をするものでございます。

次に、4項幼稚園費、1目幼稚園費は14万3,000円の増額で、修繕費については、遊具の塗装をするものでございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費は、337万1,000円の増額でございます。

山北のお峰入り公開事業の28、29ページをお開きください。

お峰入り公開事業補助金については、保存会にTシャツ作成費やライブビューイング会場設営費などを助成するものでございます。

4目生涯学習センター費は、419万8,000円の増額でございます。生涯学習センター維持管理事業の光熱水費は電気代の高騰に対応をするものでございます。

会計年度職員任用経費は1名分の報酬、職員手当、共済費、旅費でございます。

次に、10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農林水産施設災害復旧費は、今後の災害対応のため500万円を増額するものでございます。

2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費についても、今後の災害に備え1,500万円を増額するものでございます。

次に、13款予備費については、人事院勧告など今後の財政需要に対応するため、6,599万9,000円を増額するものでございます。

32ページをお開きください。

給与費明細書でございます。

特別職については、議会議員などの報酬の減によるものでございます。一般職については、会計年度任用職員などによるものでございます。詳細については後ほどお目通しをいただければと思います。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第36号について質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。  
和田成功議員。

1番和田 19ページ、放課後児童クラブ運営事業で、網戸設置工事というのがあると思うんですけど、これは担当課が判断して必要だというものなのか、それとも委託業者のほうからの要望なのか、その辺についてお聞かせください。

議長 こども教育課長。  
こども教育課長 こちらのほうは委託業者のほうから、やはり新しく保育室にしました旧の図工室のところ、あそこのところ、今保育室は3部屋使っているんですが、ほかの2部屋はついているんですけども、やはり空気を入れて保育をするときに、虫が入ってきてしまうおそれがあるということで要望がございまして、ここで補正予算を上げさせていただいたという次第でございます。

議長 和田成功議員。

1番和田 今、空気の入替えというお話もありましたけど、私が、この間も見ているんですけど、エアコンを使って、空気清浄機等も稼働させて、廊下側の窓は開いてるような状況、ドアですかね。それでも、やはり入替えという

か、その必要性があるという判断で設置というふうになったのでしょうか。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 これから暑さも和らいでくる時期でございますし、虫のほうも夏は暑過ぎ  
てあまり出ないんですけれども、秋になってくると大分増えてくる。エアコン  
を使わなくて、保育をする環境にしていきたいという要望がございました。

議 長 和田成功議員。

1 番 和 田 最後に、この設置工事、予定としてどの辺の時期に予定されていますか。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 設置につきましては1日ほどでできるということですので、この補正予算  
をお認めいただいたら、早急に発注していきたいと考えてございます。

議 長 ほかに質疑のある方。

府川輝夫議員。

8 番 府 川 12ページ、13ページの寄附金のところで、差し支えなければお答え願いた  
いんですけれども、これは個人なのかそうではないのか、そして資金使途を  
もともとと言われた寄附なのかどうか。

議 長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。

教育費寄附金でございます。

社会教育費寄附金につきましては、足柄杖道さんですね。山北児童館で活  
動されている足柄杖道さんが、目的、こちらは床修繕に充てていただきたい  
というところでいただいたものでございます。

以上です。

議 長 ほかに質疑のある方。

都市整備課長。

都市整備課長 土木費のほうの寄附金もでしょうか。

こちらにつきましては近所の企業の方からの寄附でございます。

議 長 府川輝夫議員。

8 番 府 川 ちょっと内容が細かいと分からないのですが、要するに社会教育費の  
寄附金は使っている団体がこういうふうに直してくださいよという要望の中  
で、その費用は出しますよということなんですね。

そうすると、それ以外の利用者には不都合は、今の今までなくて、その人たちだけが不都合だったのか、あるいは本来は事前に対応しなくてはいけなかったのか、その辺はどうだったのでしょうか。

議 長 生涯学習課長。  
生涯学習課長 担当課といたしましては、床修繕が早急には必要ないものだと考えておりました。

公共施設の総合管理計画もある中で、早急に対応すべきものとは考えておりませんでした。ただですね、やはりかなり床のほうは活動する上で、団体のほうで不都合が生じているというところでやっていただきたいというお話でございました。

以上です。

議 長 府川輝夫議員。  
8 番 府 川 一方で土木費の寄附金は、何となく想像がついたのですけども、どういふふうな工事を予定されているんですか。

議 長 都市整備課長。  
都市整備課長 工事というよりは備品ですね。ベンチですとか、縁台って御存じですかね、あの四角いテーブルのような形で使っていただければということで御寄附をいただきました。

議 長 ほかに質疑のある方。

児玉洋一議員。

11 番 児 玉 11番、児玉でございます。

ページ数どうのじゃないんですけど、全体的なこの今回の補正に関して、冒頭町長のほうの御説明の中で、5億強の歳出が歳入に関して、歳出は主に自治会要望に応えるために歳出をという話がありました。

ちょっと先ほどの説明を伺って、どこのところがその自治会要望に応じている金額に反映されているのかと見ると、おそらく25ページのこの用水維持管理の部分かなと。ちょっと先ほどの説明の中では感じたところなんですけど、それ以外に何か自治会要望がこの金額に5億のあれに反映しているところ、何となく確認をすると積立てのほうに行っちゃってるのんじゃないかな、3億5,000万ですかね。それ以外のところで自治会要望がしっかりここで今



回の補正で反映されている内容を、ちょっと内訳というんですかね、その部分を教えていただきたい。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 先ほど提案理由の中で言ったのは、主なものという解釈でお願いしたいんですけども、全般的に金額的には細かい部分が多い補正でございます。その中で金額的に大きいものを主なものということで抽出させていただきまして、その中で例えば15ページの町有財産整備工事57万7,000円、これも自治会要望に対応するもの、また25ページの町内一円道路維持管理工事2,537万円、こちらも町内自治会の要望に対応するもの、あと先ほどおっしゃられた用水の関係とか自治会要望に対応するもので、一部災害復旧の中にもそのような要素も含んでいるものもございますので、主なものという解釈の中でお願いしたいと思います。

議 長 児玉洋一議員。

11 番 児 玉 やっぱり我々議員の立場でもありますので、説明があったという、であれば、どこの部分が自治会要望に反映されたのよといったところまではやっぱり説明をしなくちゃいけないんじゃないかなと思っていて、今回質問をさせてもらった。

今、財務課長がお答えいただいたといったところ、全般の道路改修工事であるとか用水の管理、そのところを自治会要望があったからこういうふうにお金をかけて直していくんだよという説明がつけば、全然問題ない案件だと思いますので、おしゃべりCafe等とかでも我々議会をやっていますけど、自治会要望が全然反映されないんだという声も伺っているのはやっぱりあるんです。なので、こういったところで、補正予算含めてお金を使うのも実は自治会要望がかなり多いんだぜといったところはしっかりどこかで伝えていく必要もあるかと思って、今こういう質問をさせていただきました。

今御答弁いただきましたので内容は分かりました。

以上です。

議 長 ほかに。

瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 瀬戸です。

25ページの先ほどの寄附の関連なんですけど、今度、歳出として丸山公園備品購入費がちょうど50万円入っているんですが、これがそのまま当たるということでしょうか。

議 長 都市整備課長。

都市整備課長 そうです。先ほどの寄附のほう、備品購入で50万ほど計上させていただいているところがございます。

議 長 瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 遊具購入とございますが、下の芝のところの遊具を移設したところを、予算のときかな、見ましたけれども、遊具というのはもうどうかかと、十分じゃないかなと思うのですけれども、私は何を言いたいかといいますと、要望として、結構ある公園の中では芝そりのところがアクティブなところで人気があるんですね。そここのところのメンテナンスには、前から要望を結構言っていると思うのですけれども、もうちょっとこの50万ではとてもできないのかもしれませんが、そこを修理するには、安全的なもので何かもっと手をかけて、そこをやるべきではないかと思うんですが、遊具購入一番簡単なことだと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長 都市整備課長。

都市整備課長 丸山公園に関しましては、もう遊具はこの間5基ほど設置しましたので、遊具ではございません。先ほど申しあげましたように、ベンチですとか、そういった縁台ですね、そういったものを考えておりまして、今お話がありましたチビッコゲレンデのことかと思えますけれども、あれを修繕なりやり変えますと、片側だけでも500万から1,000万近くかかってしまう状況なんです。危険な場所もあることは承知はしておるんですけども、周りの方から草刈りはちゃんとしてくれよということで、つい先日も今年夏だけでも二、三回刈らしていただいて、先週も一通り刈らしていただいているような状況で、しばらくはそういった形でやっていきたいなと思っております。

議 長 瀬戸恵津子議員。

5 番 瀬 戸 確かに大変経費がかかるのは分かっておりますが、やはりそこが結構人気があるというところもうちょっと、小さいお子さんも確かに大事なんですけ

ど、小学生も遊べる場所というのはなかなかないので、ぜひその辺はふるさと納税とかいろいろありますでしょうから、ぜひそこにも力を入れてほしいと思います。

議長 長 ほか質疑のある方。

府川輝夫議員。

8番府川 15ページが一番下の電算管理費の中の複合機使用料とスキャナー数台というような説明だったんですけども、もう少し詳しい説明をお願いしたいと思いますが。

議長 長 財務課長。

財務課長 長 すみません、15ページが一番下、17ページのほうですかね。

8番府川 15ページの複合機使用料。

財務課長 長 これは、財務会計システムには電子決済を導入するに当たりまして、今現在は入力した内容を紙で打ち出して必要書類を添付して回覧しているんですけども、今後それをデータ化する必要がございます。そのために現状使っているプリンターを複合機に入れ替えまして、複合機ですのでスキャナー付になりますので、それで各フロアに置きまして、読み込ませて、データとして添付してそれを回覧していくということに必要なために入替えを行うものがございます。

議長 長 府川輝夫議員。

8番府川 そういう説明なら分かります。複合機があるのに、なぜスキャナーも新たにリースなりレンタルするのかなというところがちょっと説明では分からなかったもので、説明で内容は分かりました。

議長 長 ほか質問のある方。

和田成功議員。

1番和田 19ページ、保育園費ですね。設備維持管理工事、ここについてもう少し詳細に説明いただきたいと思います。

議長 長 こども教育課長。

こども教育課長 長 今回の設備維持管理工事につきましては、向原保育園の一番西側と申しますか、裏側の給食の運搬車とかが入る入り口のところに伸縮型の門がございます。そちらのほうで破損したということで、そちらのほうの修理をさせて

いただきます。

議 長 和田成功議員。

1 番 和 田 その破損している門扉は実際見させていただきました。門扉が破損したのはいつ頃の時期で、というところが把握できていれば御説明願います。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 たしか今年の初めだと思うんですけども、そこは園児が出入りするところではなかったので、ちょっと様子を見ていたのですけれども、どうしても開け閉めできないということで、今回補正に上げさせていただきました。

議 長 和田成功議員。

1 番 和 田 実際見て、壊れ具合というのは確認しているんですけど、日々の保守点検というのは適切に行われていたのか、その辺について御説明願います。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 日々の点検につきましては、しっかりやっているつもりでございますけれども、やはりどうしても伸縮型というのは壊れやすいというわけじゃないんですけれども、見ていただいて分かるとおりレールがついていない部分ですので、風等が吹いたときにどうしてもあおられてしまうということがございます。そういうこともございますので、どうしても伸縮型はちょっと構造が複雑にもなってきますし、支える部分が弱いという部分もございますので、どうしても壊れてしまう。壊れないように丁寧に扱っていただくようにはお願いをしているところではございますけれども、どうしてもあの締まりが悪かったりすると、力が入ってしまっ壊れてしまうというようなことがございます。そういうところで使い方の注意等も喚起しながらやっていきたいと考えております。

議 長 ほかに質問のある方。

児玉洋一議員。

11 番 児 玉 11番、児玉でございます。

23ページの商工費の関係で、観光振興事業で244万円、このもみじ祭りのテント云々の御説明がありました。その部分のちょっと詳細、うわさによるとというか、もみじ祭りのやるやらないもまだこちらのほうには伺ってはいないですが、場所が変わるであるとか、いろんな話はちょっとうわさで聞

いてはいるんですけど、その辺りもみじ祭りも今後どうしていくのかといったところと、あと内訳ですね、244万円分もテントを買わないと思うので、その辺りをどういうふうな支出を見込んでいるのか、分かる範囲でお願いします。

議 長  
商 工 観 光 課 長

商工観光課長。

まず、もみじ祭りなのですが、これまで使っていた中川バーベキューセンター、こちらにつきましては、どうしても雨天時の対応で、仮に1,000人のお客様が来られた場合には、そのエリアで収容することができなくなっています。過去には中川の体育館であったりとか、各旅館のほうにも分散していただきながら対応していただくわけなんですけど、施設のにもちょっとキャパ的にも厳しいという形がありまして、今年は鹿島学園、旧の三保中学校ですね、こちらのほうのグラウンドを使って実施する予定となっております。

ここでやることによって、緊急事態、雨が降った場合でもすぐに体育館であったり、もともと給食調理室であったり、こういったところに移動することができるという形で、今そちらのほうで進めております。

どうしても、それでもやはりお客様のほうを全て収容することはできません。なぜなら、学校の施設のほうは、このようなじゅうたんのような形が入っております、そこに鍋を持っていってしまうと、もしまかり間違っただぼしてしまう、こういったことも危険性もありますので、そちらを避けようという考えでございました。

結果ですね、赤いタイルがあるところなども含めてタープのテントを数を用意しようとか、渡り廊下なども全部活用しようとか、そういったものの関係で、まず今回はタープのテントも購入をさせていただき予定になっております。

さらに、今回もみじ祭りオンリーという形ではなく、今年の桜まつりのときも土砂降りになってしまいました。直近ですと花火大会ですけど、あのときも大雨にたたられてしまいました。そのようなときにも、多くの方に来ていただくためには雨天対応も必要になりますので、そういったちょっと来賓も含めて大型の通常の2間・3間のものでなくて、3間・4間のテントなどの購入を考えております。

それのほかに、今回もみじの会場をするに当たって一番重要だったのが、今まではござを使って座っておりました。

しかし、どうしても今、人の生活の中で直接座るといのはなかなか厳しい状態でありまして、今回簡易的なものでも結構ですので、折り畳みの椅子をという形で考えております。

ですので、それによって通常の折り畳み椅子ではないんですが、キャンプのときに使うような簡易的なものなのかもしれませんが、そちらのものを購入を考えております。それらの予算を全て入れたのが今回のこの助成金の額になっております。

以上です。

議 長 児玉洋一議員。

11 番 児 玉 内容のほうは分かりました。

もみじ祭りをあそこの鹿島の前のグラウンドでやるといったところも、うわさどおりといったところだと思いますけど、一番心配なのは、今もみじ祭りの話が出たのであれですけど、本当にあそこでキャパが収まるのか一番おっかないのは駐車場の問題であるとか、やはりこのシャトルバスでいろいろ今来ていたりしている。過去ね、あそこの中川のほうでやっていたときは、そうだったと思うんで、その辺りの運営の面では、どこかでまた説明があるのかもしれませんが、今せっかくもみじ祭りの話が出たので、その辺り今分かれば内容をもう少し、駐車場の部分どう考えているのか、お聞かせください。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 まず来場者用の駐車場、一般来場者用と、あと来賓の駐車場なども分かれています。来賓に関しては、もともと学校の教員などが止めていたアスファルトの駐車場であったりとかですね、三保支所の駐車場などを活用することになるのかなというような想定でいます。

一般の方につきましては、もともと三保の小学校のエリアのグラウンドです。そこであつたりとか郵便局の局下ですが、あそこで約70台は止められるという想定でいます。

それでもなお止められなかった場合には、グラウンド側に若干数は止めざ

るを得ないのかなというようなイメージではいますが、翌週にはマラソン大会も控えておりますので、あまりグラウンド側には入れたくないという思いはありまして、今それも含めて現在つくっているチラシなどでも自家用車で行きたいという方については、事前に御連絡くださいというような形で、周知のほうをさせていただいているところでございます。

以上です。

議 長 児玉洋一議員。

11 番 児 玉 一番心配をしているところを言っていたので、まさに翌週、今度マラソンがあるので、これ大変じゃないかなと思って、準備以下含めて。そこだけちょっと心配だったんです。なので職員の負担も結構あるでしょうし、もちろん観光協会主催であろうかと思っておりますので、その辺りもじっくりこれから協議を進めていくかと思っておりますけれども、どこかのタイミングで説明もあるかと思っておりますが、無理ないところでしっかりこの辺協議を進めていただければなと思っております。

以上です。

議 長 ほかに質問のある方。

瀬戸伸二議員。

3 番 瀬 戸 3番、瀬戸伸二です。

21ページのコロナワクチン接種体制の中で、委託料2万1,000円が入っているんですが、春先を見ると空いてますということで安心メール等で結構入ってきたわけなのですが、コールセンター以外にも何かそういう接種を多くするような体制を取る必要があると思うのですが、その辺いかがお考えでしょうか。

議 長 保険健康課長。

保 險 健 康 課 長 予約の取り方の方法ですけれども、今回新たにこういった方法を追加するというのはございません。一つはまずはコールセンター、あと、それから接種券に書かれていますQRコードというんですか、それを読み取ってスマートフォンから予約していただく、あとそういった方が難しいということであれば健康福祉センターに端末を置いてありますので、そちらに来ていただいて職員がお手伝いをして予約を取ってもらうということで考えてございま

す。

議 長 瀬戸伸二議員。

3 番 瀬 戸 春先については、ほとんどの機関において空きがありますよというアナウンスがあったかと思うのですが、やはりその辺アナウンスしなくても事前に予約が埋まるような体制を取ったほうがいいのかなという気がしたもので質問させていただきました。

議 長 ほかに質問のある方。

和田成功議員。

1 番 和 田 27ページ、山北中学校の給食費のほうで、コンベクションオープン更新工事ですか、この辺について詳細に説明願います。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 このオープンにつきましては、焼き物等をつくるのに今使用してございます。不具合がやはり出てきまして、焼きむらが出てしまうということと、あとタイマーのほうが使用できないということで、調理員が中を見ながら、今使っております。位置を変えたりしながら調理をしてございます。そういう関係がありますので、ここで思い切って全て取り替えてしまうということで、今回上げさせていただきました。やはり調理員の手間等を省いて、しっかりした調理をしていただきたいと思いますので、今回上げさせていただきました。

議 長 和田成功議員。

1 番 和 田 現状を何とか工夫して使っているというのは理解しましたが、このタイミングでやるのであれば、夏休み中にできたんじゃないのかな。そういったところのことは考えられていなかったのでしょうか。

議 長 こども教育課長。

こども教育課長 夏休みにやる場合には、当初に上げていなかったのでできなかったんですけども、今回これをお認めいただきましたら、来月に入札をかせせていただいて、1月までには入れたいと考えてございます。

議 長 和田成功議員。

1 番 和 田 今の説明で当初予算には間に合わなかった。じゃあ、実際どの時期に不具合が出始めたという認識でしょうか。



- 議 長 こども教育課長。
- こども教育課長 やはりこの金額を見ていただくと分かるように、400万からする機械になってございます。昨年のおきにもどうしようかという話は当初予算のおきにもあったのですけれども、まだ、だましだまし使えるんじゃないかというところ、当初見送らせていただいた経緯がございませう。しかし、使ってきたこの中でどうしても取り替えてもらいたいということで今回上げさせていただきます。
- 議 長 ほかに御質問のある方。
- 瀬戸恵津子議員。
- 5 番 瀬 戸 17ページなんですけど、賦課徴収費の300万のところの過誤納金のことなんですけど、今後備えての見込みだとおっしゃいましたけども、補正することになった要因を伺いませう。
- 議 長 町民税務課長。
- 町民税務課長 今回の過誤納金の補正なんですけれども、ここではコロナが一旦落ち着いてきた関係で、かなり過年分を含めた確定申告とかの申告がかなり上がってきているというようなことが一点あります。
- それから、企業のおうの事業年度が終わった後の企業の確定申告、こちらのおうが、実はかなりちょっと事業のおうが思ったより芳しくないという言いはあれなんですけども、確定申告することによって、かなり大きい金額の還付金が発生してきているというような状況にございませう。
- それを考慮いたしまして、例年の実績とそちらを考慮しながら、このぐらのおうの金額は持っていないと年度内はもたないんじゃないかということで、今回計上させていただきます。
- 議 長 瀬戸恵津子議員。
- 5 番 瀬 戸 御説明いただきました。コロナの関係でいろいろな税金のこと、いろいろあるのかなと理解しましたが、今後のためにこのくらい持っていないとということ、理解いたしました。
- 議 長 ほかに御質問のある方。
- ございませうか。
- それでは、質疑が終わりませうので、討論を省略し、直ちに採決に入りたい

と思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第36号を採決いたします。  
原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 手をお下げください。  
挙手全員。よって、議案第36号は原案どおり可決されました。  
日程第4、議案第37号 令和5年度山北町国民健康保険事業特別会計補正  
予算(第1号)について議題といたします。  
提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第37号 令和5年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1  
号)。

令和5年度山北町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次  
に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ278万4,000円を追加し、  
歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億3,017万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補  
正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月4日提出、山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、出産育児一時金  
の増額と前年度繰越金の確定であり、歳入歳出総額をそれぞれ278万4,000円  
増額補正するものでございます。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第37号 令和5年度山北町国民健康保険事業特別会計補  
正予算(第1号)について御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、3款県支出金については159万7,000円の増額を、4款繰入金については132万7,000円の増額を、5款繰越金については14万円の減額を行うものでございます。

歳出につきましては、2款保険給付費について、199万及び7款の予備費について79万4,000円の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

4ページ、5ページお聞きください。

歳入でございますが、3款1項1目の保険給付費交付金につきましては、過年度分の確定によるもので159万7,000円の増額でございます。

4款1項1目の一般会計繰入金は、国民健康保険被保険者の出生数の増に伴う町からの繰入金で132万7,000円の増額でございます。

5款1項1目のその他繰越金は、令和4年度決算の確定に伴うもので14万円の減額でございます。

歳出でございますが、2款4項1目の出産育児一時金につきましては、国民健康保険被保険者のお子さんの出生に伴う一時金で、一人50万円の支給となります。補正前と合わせて9人分の計上でございます。

7款1項1目の予備費につきましては、歳入との調整につき79万4,000円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第37号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないようですので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、議案第37号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 手をお下げください。

挙手全員。よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第38号 令和5年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第38号 令和5年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度山北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億107万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは前年度繰越金の確定であり、歳入歳出総額をそれぞれ58万5,000円増額補正するものでございます。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保健健康課長。

保険健康課長 それでは、議案第38号 令和5年度山北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

7ページ、8ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、4款繰越金につきましては、58万5,000円の増額を行うものでございます。

歳出につきましては、4款予備費について、歳入と同額の58万5000円の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

9ページ、10ページをお開きください。

歳入でございますが、4款1項1目の繰越金につきましては、令和4年度決算の確定に伴うもので、58万5,000円の増額でございます。

歳出でございますが、4款1項1目の予備費について、歳入との調整につき58万5,000円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第38号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第38号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 手をお下げください。

挙手全員。よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第39号 令和5年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第39号 令和5年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

令和5年度山北町の下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,043万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億3,976万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表、地方債補正」による。

令和5年9月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の歳入の主なものは、前年度繰

越金の確定であり、歳出の主なものは、下水道整備工事の追加で歳入歳出総額をそれぞれ2,043万8,000円増額補正するものでございます。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長  
上下水道課長

上下水道課長。

それでは、議案第39号 令和5年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

12、13ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、5款繰越金と7款町債を合わせまして、補正額2,043万円の増額で、歳入合計4億3,976万3,000円にするものでございます。

歳出につきましては、1款総務費から4款予備費を合わせまして、歳入と同額でございます。

続きまして、第2表、地方債補正でございます。

これは高瀬橋マンホールポンプが2台あるうち1台が故障し、緊急の工事が必要となったため、現状の予算を使用し緊急な工事を発注したため、その分の工事費のうち310万円の借入れを行うもので、公共下水道事業債の限度額を1,510万円から1,820万円に改めるものでございます。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別で御説明いたします。

16、17ページをお開きください。

まず、歳入です。

5款繰越金は前年度の繰越金の確定により、1,733万8,000円の増額で、補正後の額は1,833万8,000円でございます。

7款1項1目の下水道債は、公共下水道工事の高瀬橋マンホールポンプの更新工事のため、310万円の借入れをするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目の一般管理費の10節需用費4万4,000円は、マンホールカード2,000枚の印刷製本費になります。

これは今年度より前耕地、原耕地、水上のマンホール蓋を5年間で146機交換するに当たり、昨年度新しいデザインを山北中学校美術部に依頼し、でごにい、でごみいと桜をモチーフにしたデザインを採用しました。これを記念

し、山北町中学校入り口のマンホールポンプ1枚をカラーデザインマンホール蓋に交換し、併せてマンホールカードの配布を始めたく、計上するものです。

2款1項1目排水設備費の14節工事請負費は319万円は故障した高瀬橋マンホール工事の更新工事のため、増額するものでございます。

4款予備費は調整で1,720万4,000円を増額するものでございます。

説明は以上になります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第39号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

富田陽子議員。

7 番 富 田 富田です。

今、でごにいのデザインのマンホールのことを言われたんですけども、私も町民の方から伺ってそれを見たんですが、今後はそれをもっと増やしていられる予定なんですか。それともそこ限定なものなんでしょうか。

議 長 上下水道課長。

上 下 水 道 課 長 今のところは、新しいデザインにして1枚だけつくって、年間多少、山北町さんはマンホールカードないんですかと問合せが数件ありますので、その様子を見ながら、また新しいものを考えるとかそこはちょっとまた考えていきたいと思います。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 それは、もともと計画があつて、そういうふうにしたものなのか。何でしょう、何か更新の時期があつたら、そういうものに変えていくみたいな、そういう何か計画があつて行われているんでしょうか。

議 長 上下水道課長。

上 下 水 道 課 長 今マンホールをここ5年間で146、前耕地、原耕地、水上の蓋が古いので、それについては交換する5年間の計画はつくってあります。そこに合わせて、今までのデザインって永歳橋なんですね。それをちょっと新しく変えたいということで、今回、山北中学校の美術部さんをお願いして、5年間の計画の中で合わせてやっていきたいということでやりました。

次に、ちょっとどこをやるかは決まっていないので、その計画がまたつく

られるようでありましたら考えていきたいと思ひます。

議 長

ほかに質疑のある方。

ございませんか。

それでは質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議

長

御異議がないので、議案第39号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議

長

手をお下げください。

挙手全員。よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第40号 令和5年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町

長

議案第40号 令和5年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)。

令和5年度山北町の町設置型浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ303万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,542万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は前年度繰越金の確定によるものであり、歳入歳出総額をそれぞれ303万6,000円減額補正するものでございます。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議

長

上下水道課長。



上下水道課長        それでは、議案第40号 令和5年度山北町町設置型浄化槽特別会計補正  
予算（第1号）について御説明いたします。

19、20ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、6款繰越金の補正額303万6,000円を減額し、補正後  
の額を4,542万7,000円にするものです。

歳出につきましては、2款予備費を歳入と同額303万6,000円減額し、歳出  
合計は歳入と同額でございます。

続きまして、事項別で説明いたします。

21、22ページをお開きください。

まず、歳入になります。

6款の繰越金は、前年度繰越金の確定により303万6,000円減額するもので  
す。

続きまして、歳出です。

2款予備費につきましては、歳入と同額303万6,000円を減額するものでご  
ざいます。

説明は以上になります。

議        長        説明が終わりましたので、議案第40号について質疑に入ります。質疑のあ  
る方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御  
異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議        長        御異議がないので、議案第40号を採決いたします。原案に賛成者は挙手を  
お願いいたします。

（全員挙手）

議        長        手をお下げください。

挙手全員。よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第41号 令和5年度山北町山北財産区特別会計補正予算  
（第1号）、日程第9、議案第42号 令和5年度山北町共和財産区特別会計

補正予算（第1号）及び日程第10、議案第43号 令和5年度山北町三保財産区特別会計補正予算（第1号）について一括議題といたしますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長 御異議ないものと認め、一括議題といたします。  
提案者の説明を求めます。  
町長。

町 長 議案第41号 令和5年度山北町山北財産区特別会計補正予算（第1号）。  
令和5年度山北町の山北財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ584万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は前年度繰越金の確定によるものであり、歳入歳出総額をそれぞれ33万9,000円増額補正するものでございます。

続きまして、議案第42号 令和5年度山北町共和財産区特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度山北町の共和財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ493万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,738万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は前年度繰越金の確定によるも

のであり、歳入歳出総額をそれぞれ493万8,000円増額補正するものでございます。

続きまして、議案第43号 令和5年度山北町三保財産区特別会計補正予算(第1号)。

令和5年度山北町の三保財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ715万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の歳入の主なものは、基金繰入金の増額であり、歳出の主なものは財産区有林整備工事の追加で、歳入歳出総額をそれぞれ135万6,000円増額補正するものであります。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長  
財 務 課 長

財務課長。

それでは、議案第41号 令和5年度山北町山北財産区特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

24、25ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、2款繰越金を33万9,000円増額補正するものでございます。

歳出につきましても1款財産区費を歳入と同額を補正するものでございます。

続きまして、事項別明細書で御説明申し上げます。

26、27ページ中段を御覧いただきたいと思っております。

2、歳入につきましては2款繰越金は前年度繰越金の確定により33万9,000円を増額するものでございます。

3、歳出については1款1項2目の財産管理費を33万9,000円増額補正す

るもので、財産取得管理等基金に積み立てるものがございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第42号 令和5年度山北町共和財産区特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

29、30ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入につきましては、1款財産収入及び3款繰越金を493万8,000円増額補正するものがございます。

歳出につきましては、1款財産区費を歳入と同額を補正するものがございます。

31、32ページをお開きください。

事項別明細書でございます。

中段のほうからの歳入でございます。

1款1項1目の財産貸付収入は37万1,000円の増額でございます。

東電の電柱敷地として貸付けをしたものがございます。

3款繰越金は、前年度繰越金の確定により456万7,000円を増額補正するものがございます。

次に、歳出でございます。

1款1項2目の財産管理費は493万8,000円の増額補正で、説明欄の財産取得管理等基金積立金に積立てをするものがございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第43号 令和5年度山北町三保財産区特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

34、35ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、1款財産収入から4款繰入金まで135万6,000円を増額補正するものがございます。

歳出につきましては、2款農林水産業費を歳入と同額補正するものがございます。

次に、事項別明細書で御説明します。

36、37ページをお願いします。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目の財産貸付収入は8,000円の増額でございます。

携帯電話のアンテナ敷地貸付面積の増によるものでございます。

2款繰越金は、前年度繰越金の確定により31万2,000円の増額補正でございます。

4款2項1目の財産取得管理等基金繰入金は103万6,000円の増額でございます。

歳出の官行造林地の流木買戻し費用と、流木伐採のため繰入れをするものでございます。

次に、歳出でございます。

2款農林水産業費の1項林業費、1目林業振興費は135万6,000円の増額でございます。

林業振興事業の財産区有林整備工事につきましては、民家の近くの財産区の土地より木が民家のほうに覆いかぶさっているため伐採を行うものでございます。

立木購入費につきましては、官行造林地の契約が今年度終了するため、立木約2万4,000本を持分比率に基づき買戻しを行うものでございます。

以上で説明を終わります

議長 説明が終わりましたので、議案第41号 令和5年度山北町財産区特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長 御異議がないので、議案第41号 令和5年度山北町山北財産区特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長 手をお下げください。

挙手全員。よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第42号 令和5年度山北町共和財産区特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長 御異議がないので、議案第42号 令和5年度山北町共和財産区特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議 長 手をお下げください。

挙手全員。よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第43号 令和5年度山北町三保財産区特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

それでは、質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長 御異議がないので、議案第43号 令和5年度山北町三保財産区特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議 長 手をお下げください。

挙手全員。よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

日程第11、議案第44号 令和5年度山北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第44号 令和5年度山北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度山北町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,425万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ13億1,516万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは前年度繰越金の確定であり、歳入歳出予算総額をそれぞれ3,425万3,000円増額補正するものでございます。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長  
保 険 健 康 課 長

保険健康課長。

それでは、議案第44号 令和5年度山北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

39ページ、40ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、4款支払基金交付金、5款国庫支出金、8款繰入金及び9款繰越金について、合わせて3,425万3,000円の増額を行うものでございます。

歳出につきましては、5款基金積立金及び6款諸支出金について、歳入と同額の3,425万3,000円の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明させていただきます。

41ページ、42ページをお開きください。

歳入でございますが、4款1項1目の介護給付費交付金につきましては、前年度実績精算に伴う社会診療報酬支払基金からの2号被保険者負担分の追加交付分で310万6,000円でございます。

5款1項1目の介護給付費負担金につきましても、前年度実績に伴う国からの追加交付分で531万円でございます。

8款2項1目の介護給付費繰入金につきましては、前年度実績精算に伴う

国、県、町、社会診療報酬への返還金に充てるため、基金を取り崩すもので、204万4,000円の増額でございます。

9款1項1目の繰越金につきましては、令和4年度の決算の確定によるもので、2,379万3,000円の増額でございます。

43ページ、44ページをお開きください。

次に歳出でございますが、5款1項1目の介護給付費基金積立金につきましては、繰越金のうち、基金積立て分と前年度精算に伴う国と社会診療報酬支払基金からの追加交付分を介護給付費基金に積み立てるもので、3,162万5,000円の増額でございます。

6款1項3目の国庫支出金返納金につきましては、前年度の地域支援事業費の精算に伴い、国に返還するもので42万6,000円の増額でございます。

4目の県支出金につきましても、前年度の地域支援事業精算に伴う県への返還金で25万4,000円の増額でございます。

5目の地域支援事業交付金返還金につきましても、前年度の地域支援事業精算に伴う社会診療報酬支払基金への返還金で49万2,000円の増額でございます。

2項1目の一般会計繰出金につきましても前年度の精算に伴い、町に145万6,000円を返還するもので、内訳としましては事務費として繰り入れた分について58万5,000円、地域支援事業費、総合事業として繰り入れた分について27万4,000円、地域支援事業費、地域包括的支援事業任意事業として繰り入れた分について59万8,000円を返還するものでございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第44号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、議案第44号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。



(全員挙手)

- 議長 長 手をお下げください。
- 挙手全員。よって、議案第44号は原案どおり可決されました。
- 日程第12、議案第45号 令和5年度山北町商品券特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。
- 提案者の説明を求めます。
- 町長。
- 町長 議案第45号 令和5年度山北町商品券特別会計補正予算（第1号）。
- 令和5年度山北町の商品券特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
- 歳入歳出予算の補正。
- 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ920万1,000円とする。
- 2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。
- 令和5年9月4日提出。山北町長、湯川裕司。
- 提案理由でございますが、今回の補正予算は前年度繰越金の確定によるものであり、歳入歳出総額をそれぞれ98万3,000円増額補正するものであります。
- 詳細については、担当課のほうから説明いたします。
- 議長 長 商工観光課長。
- 商工観光課長 それでは、議案第45号 令和5年度山北町商品券特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。
- 46、47ページをお開きください。
- 歳入歳出予算補正の歳入でございます。
- 2款繰越金の補正額につきましては98万3,000円の増額でございます。
- 次に、歳出でございます。
- 2款予備費の補正額につきましても歳入合計と同額を増額するものでございます。
- 続いて48、49ページをお開きください。

事項別明細書でございます。

中段を御覧ください。

歳入の2款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金が確定したため、補正額として98万3,000円を増として計上させていただいております。

歳出の2款1項1目予備費につきましては、歳入と同額の98万3,000円増として計上させていただいております。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第45号について質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第45号を採決いたします。原案に賛成者は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 手をお下げください。

挙手全員。よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

以上をもって、本日の議事日程を終了しましたので、散会といたします。

なお、午後1時より決算特別委員会現地調査を行いますので、正面玄関前にお集まりください。午後1時でございます。(午前10時44分)